

コミュニケーションにおける不正義

三 木 那由他

1. はじめに

言語やコミュニケーションにおけるある種の疎外の経験を、周縁化された人々はしばしば語っている。

非母語話者は言葉の世界の難民だ。幼少期に習得した第一言語の領域を離れば、その言語使用の正統性は誰にも認められない。母語話者同士でも言語感覚が大きく乖離することがあるにもかかわらず、非母語話者と母語話者の語感が食い違った時に正しいとされるのは常に母語話者の方で、非母語話者にはその言語に対する解釈権がないのだ。移民が、移住先の国の内政に口出しする権利が認められないように。(李2022, 23頁)

李琴峰は「解釈権」という言葉を使いながら、非母語話者が母語話者と同じ権利では言葉の解釈に関われないという事態を指摘している。非母語話者は特有の仕方ですら常に解釈権を制限される傾向にあるが、他方で解釈権を奪われるという事態そのものはときに母語話者にも、とりわけそのひとが何らかの周縁化されたグループに属す場合には生じるように思われる。

「私の腹の底には支援者に対する「わかってほしい」という心がある」

だからこそ、私は「わかってくれない支援者」の言葉に逐一、とり乱し、傷つき、怒り、反論しようとしているのだ。

しかし、かれらにわかりやすい言葉で経験を共有しようとすれば、当事者の語りの本質は失われると、直観的には理解している。その傷つきやすく、混乱している私たちに向けられる、支援者の善意のやさしさと愛情こそが、私（たち）の言葉を「回復」の言説に回収し、もともと秘められていた生命力を奪っていく。(小松原2022, 97-98頁)

性被害サバイバーの置かれた状況を語る小松原織香の記述を、李の「解釈権」という言葉に照らして理解することもできるだろう。性被害サバイバーは自らの言葉にさえ解釈権を行使できず、望んでいるのと異なる「『回復』の言説」に絡み取られていく。

さて、自らをアイデンティティのもとに位置づける「私はトランス女性だ」という主張を考えてみよう。しばしば支配的な文化の文脈において「トランス女性」という表現は「女性として生きる男性」を意味するものと理解される。これはあるひとが単に表現の意味を誤解しているという事例なのだろうか？ そうではない。そのような意味が多くのひとに、それどころかメディアや法執行機関、家庭内暴力やホームレスのシェルターなどにも頻繁に受容されているのだから。だが私がこの表現（「私はトランス女性だ」）を主流ではないトランスの文化において使うとき、この表現は率直に言ってそのようなことを意味しない。(Bettcher 2013, p. 235)

トランスジェンダー当事者たちとそうでない人々で「トランス女性」という言葉の理解が食い違うなかで、主流の文化において常に後者が支配的な力を持ち続けるという状況が語られている。そしてまたそうした意味の食い違いゆえに、当事者が語る言葉の意味が当事者の望まぬ仕方を受容される可能性もある。以下は私自身がトランスジェンダーの女性として語った言葉である。

だがSNSなどでは「トランス女性」全体でひとつの単語として扱い、「女性」と別カテゴリーに置くような語法を使うコミュニティも存在する。もちろんそうしたコミュニティはしばしばトランスジェンダーに対して攻撃的なスタンスを取っているわけだが、問題は、例えば私が単に知り合いのトランスジェンダーの女性について話すときに「トランス女性」と言ったら、そうした語法を身につけたひとはそれを「『女性』ではない存在」という意味で理解しかねないということだ。(三木2022, 145頁)

問題は、「トランス女性」と呼ばれることが女性であることを含意しない用法が、この社会において支配的な文化となっていることである。このとき、そうでない文化の人間が発する「トランス女性」という言葉の解釈権が支配的な文化の人間に奪われるということが起こりうる。

本稿は解釈権をめぐるこうした現象について、コミュニケーション論的観点からそれを記述する枠組みを提案する。三木(2019)では、コミュニケーションをマーガレット・ギルバートの言う共同コミットメント(joint commitment)という概念に即して捉える共同性基盤意味論という理論を提案した。共同性基盤意味論において話し手が発話によって何を意味したかという問題は、話し手と聞き手がその発話からいかなる共同コミットメントを形成したかという問題に帰着する。それゆえ本稿が提案したいのは、発話の解釈権とは根本においては共同コミットメントの支配権なのだという見方である。以下では、まず第二節において共同性基盤意味論の概要を述べる。次いで、共同性基盤意味論の枠組みにおいて発話の解釈権をめぐる事象がどのように捉えられるかを第三節で論じる。

2. コミュニケーションとコミットメント

本稿ではコミュニケーションを、話し手が何かを意味し、聞き手がそれを理解したときに成功する営みとして定義する。このとき、「コミュニケーションとはいかなる営みか？」という問題の中核は「話し手が何かを意味するとはどういうことか？」という問題が担うことになる。この節では後者の問題を取り上げ、従来の代表的な立場である意図基盤意味論 (intention-based semantics) を紹介したうえで、それに対する批判を展開し、さらに意図基盤意味論の代案として私の提唱する共同性基盤意味論について解説する。

2.1 意図基盤意味論

意図基盤意味論はポール・グライスによる意味概念の分析に端を発する。その基本的なアイデアは、「何かを意味するとは特有の意図を伴って発話をおこなうことである」と要約することができる。Grice (1957) では次のような分析が提案されている。

「A は x によって何ごとかを意味_{NV}した」は「A は x の発話によって受け手の内に何らかの効果が生じることを意図し、しかもその意図が [受け手に] 認識されることでその効果が生じることを意図した」と (ほぼ) 同等である。そして、付け加えて言えば、A が何を意味したかを問うことは、意図されている効果を特定するよう求めることにほかならない。(p. 220, 邦訳235頁)

「意味_{NV}する」はグライスが「非自然的 (non-natural)」と呼ぶタイプの意味の事例を表している。非自然的意味は、「煙があるということは火があることを意味する」のような自然の因果関係に関わる自然的意味 (natural meaning) と対比され、言語やコミュニケーションに関わる意味の事例を指している。要するに本稿において単に「意味する」と述べているものと同義だと考えて構わない。

ここでは単に「何らかの効果」と抽象的に述べられているが、のちの Grice (1969) では「直説法やそれに準ずる発話は信念の喚起とつながりを持ち、命令法やそれに準ずる発話は行為の喚起とつながりを持つ」(p. 105, 邦訳160頁) と具体化されている。このことを踏まえると、Grice (1957) における分析を次のように語り直すことができる (本稿では直説法的な事例に焦点を絞る)。

「話し手 S が x を発話することで p と意味する」が真である ⇔ S は次の条件を満たしながら x を発話する：

- (1) S はある聞き手 A に p と信じさせようと意図しており、かつ

- (2) Sは自分が意図(1)を持っているとAに認識させようと意図しており、かつ
 (3) Sは、Sが意図(1)を持っていると認識することがAにとってpと信じる理由となることを意図している

グライスによる(非自然的)意味の分析として知られるのは、上述のかたちのものである。グライスが提案しているのは意味概念を意図概念によって分析するというアイデアであり、こうしたアイデアに則った意味の分析は現在「意図基盤意味論(intention-based semantics)」と総称されている¹⁾。

グライスの分析にはいくつかの問題が指摘されているが、なかでも重要なのは意図の無限後退の問題である。Strawson(1964)とSchiffer(1972/1988)ではこの問題を具体例とともに説明しているが、ここではその概要の紹介にとどめる。

グライスの上記の分析では、話し手が分析項中の三つの意図を持って発話をおこなうことが、その話し手が何かを意味するために十分であるとされている。しかしピーター・F・ストローソンとステイーヴン・R・シファーは、上記の三つの意図を持ちながらも、意図(2)を聞き手に認識させようとは意図していない話し手や、意図(3)を聞き手に認識させようとは意図していない話し手を想定すると、その話し手が発話によって何かを意味しているとは言いがたい例が構築されると示した。すなわち、グライスの分析の十分性への反例が作れるのである。問題は、そのような反例を回避するために「(4) Sは自分が意図(2)を持っているとAに認識させようと意図している」のような条件を加えたところで、この新たに導入された条件に対して同様の仕方で反例が構築可能である、ということだ。そしてそうした反例に同様の仕方で第五の条件を付け加えることで対処したなら、まったく同じ方法で新たな反例が構築可能になる。結果的に、この対処法を採用し続けるならば、話し手が持つべき意図が無限に増え続けることになる。これが意図の無限後退問題だ。

意図基盤意味論の展開においては、この無限後退問題を避けるためには発話に伴う意図をどのようなものとしなければならないかという議論が繰り返さされ、さまざまな立場が提案されてきた(Grice 1969; Schiffer 1972/1988; Harman 1974; Davis 2003; Green 2007)。だが、そのいずれの立場もこの問題を乗り越えることはできなかった²⁾。

本稿では、意図基盤意味論の問題点の詳細には踏み込まず、三木(2019)における意図基盤意味論へのオルタナティブを2.2節で紹介するに留める。

2.2 共同性基盤意味論

共同性基盤意味論では、ギルバートの共同のコミットメントという概念をもとに何かを意味するという行為を理解する。共同のコミットメントとは、「複数の人々のコミットメント」(Gilbert 2002, p. 31)であり、その内容については「共同のコミットメントはすべて何かを一

体になって (as a body) おこなうことへの共同コミットメントであり、ここでの『何かをおこなう』は信念のような心理状態、行為の規則や原理の受容などと言ったものを含むくらいに広く解釈される」(Gilbert 2002, pp. 32-33) と言われている。

そもそも一般的にコミットメントとは、何らかの事態の実現ないし維持のための行為をすることへの責任を指す³⁾。もっとも基本的なコミットメントは、例えば私が胸のうちで「きょうの晩ご飯はアクアパツツアにしよう」と決心する場合に現れる。このとき私は、その日の晩ご飯にアクアパツツアを作るという責任を自分自身に対して負い、その責任に従って行為をする(例えば材料を買いに行く、調理器具の用意をする、など)ことになる。そしてその責任を果たせなかったとき、私は私自身を責める権利を得る。

ギルバートの言う共同コミットメントは、こうした個人レベルのコミットメントとは区別される、集団に特有のコミットメントである。その内容を「何かを一体になっておこなうこと」という形式のもとで捉えることができる、というのがギルバートの基本的なアイデアだ。

「一体になっておこなう」とはどういうことか? 例えば私と友人と一緒に買い物をしている場面を考えてほしい。このように複数人が一緒に何かをする場面には、共同コミットメントが介在しているとギルバートは考えている(Gilbert 2002, p. 30)。すなわち、私と友人はこのとき、一体になって買い物をする事への共同コミットメントを形成し、それに従ってそれぞれの行為を果たしていると考えられることになる。

そうした場面では、例えば私は友人がなかなか何を買うか選べなかったとしても黙って勝手に帰宅したりはせず、友人の決断を促すなどといったことをするだろう。友人もまた同様に振る舞うはずだ。ここで起こっているのは、単に私が買物をし、かつ友人が買物をするという連言では捉えられない事柄である。私たちは私と友人とから成る一個の融合体がスムーズに買物をするように、いわばその融合体の手や足として互いに互いの行為を調整しあいながら振る舞っている。これがギルバートの言う「一体になっておこなう」である。ギルバートはまた、共同コミットメントを「目下の目的を備えた単一の物体を可能な限りエミュレートするような仕方自分たちが振る舞うよう参加者に促す指令」(Gilbert 2002, p. 33)とも説明している。

共同コミットメントにおいて重要なのは、参加者間の相互調整が規範的な観点からなされているという点だ。共同コミットメントの参加者たちは、その共同コミットメントを遂行するために自分が分担しなければならない振る舞いへの派生的なコミットメントを担うことになる。例えば私と友人と一緒に買物をするためには、私は友人が品定めをしているあいだきちんと待つということにコミットしなければならない(友人もまた同様である)。そして、その派生的なコミットメントに反する振る舞いをしたとき、他のメンバーにはそれを非難する権利が生じる(Gilbert 2002, p. 34)。そうした非難が発生し、かつ当該の共同コミットメントを維持し続けるならば、私はその非難に応じて勝手に別の店に行くということをやめるか、も

しくは友人の非難に反論して自分が共同のコミットメントに反していないと納得させるなどといったことをするだろう。そうした非難と応答のやり取りを通じて、私たちは共同のコミットメントを維持するために各人が果たすべきことについての擦り合わせをおこなっていく。

さて、三木 (2019) ではこの共同のコミットメント概念を用いてコミュニケーションを理解する提案をしている。まず、話し手が p と意味し聞き手がそれを理解したときには、〈話し手は p と信じている〉と話し手と聞き手が一体になって信じることへの共同のコミットメントが成立していると考え (三木2019, 205–206頁)。三木 (2023) では、このとき話し手には p と信じている (p が真であることに個人レベルでコミットしている) かのような⁴⁾ 振る舞いをする事への派生的なコミットメントが生じ、かつ聞き手には話し手が p と信じている (p が真であることに個人レベルでコミットしている) かのような振る舞いをする事への派生的なコミットメントが生じるとしている。三木 (2019) ではこのようにコミュニケーションを捉えたうえで、話し手が何かを意味するというのはこうした共同のコミットメントを形成するためになされる、話し手側からの準備表明なのだ⁵⁾ と分析した。

意図基盤意味論と比べたときの共同性基盤意味論の特徴は、それが規範と行為という観点からコミュニケーションを捉えるものとなっている点にある。意図基盤意味論は、話し手が発話時点において持っていた意図を重視している。だが共同のコミットメントという概念は、その形成時点において参加者たちがいかなる心理を持っているかではなく、形成時点以後に参加者たちがどのように振る舞うべきかに焦点を当てている。そうした概念に依拠するがゆえに、共同性基盤意味論ではコミュニケーションを、話し手と聞き手が発話時点以降にどのように振る舞うべきかという指針を構築するものとして理解することになる。

このように規範と行為、すなわちそれ以降のように参加者たちは振る舞うべきか、という観点からコミュニケーションを捉えたならば、まさにそうした行動指針そのものが不当な仕方である可能性を考えることで、コミュニケーションに特有の不正義のありかたを描き出すことができる。重要なのは、ある人々が共同のコミットメントを形成したとき、その共同のコミットメントがどのようなものであるかを定めるうえでより優先権を持つのは誰であるのか、という点だ。次節ではコミュニケーションに特有の不正義として「意味の占有」と私が呼ぶ現象を指摘し、それとミランダ・フリッカーが提唱する認識的不正義との関係について論じる。

3. コミュニケーションにおける不正義

2.2節で紹介した共同性基盤意味論においては、コミュニケーションの中核は〈話し手は p と信じている〉と一体になって信じる事への話し手と聞き手の共同のコミットメントにある。だが、共同のコミットメントは常に参加者のあいだで公平なかたちで形成されるわけではない。本節ではまず、共同のコミットメントが偏って形成・維持される可能性を指摘し、それ

がコミュニケーションにおいて生じた場合に話し手が意味する事柄の決定権が話し手と聞き手の一方に占有される事態が起こると論じる。私はこれを「意味の占有」と呼んでいる。続いて、すでにフリッカーによって指摘されている認識的不正義という現象が意味の占有といかに相互作用するかを論じる。

すでに述べたように、共同のコミットメントはそれに反する振る舞いをいずれかの参加者がおこなったときには他の参加者に非難の権利が生じ、そして非難と応答のやり取りを経て互いの行動の調整がなされることで維持・遂行されると考えることができる⁶⁾。そしてそれゆえに、いちど形成されたはずの共同のコミットメントが、参加者たちも当初は想定していなかった内容を持つようになる、という事態が生じうる。

Miki (2022) では次のような例を紹介している。

【しぶしぶ買い物】 Aが「公園へ散歩に行こう！」と言い、Bはそれを受け入れる。その途中で、Aはアクセサリーショップを見つけ、Bの許可を得ずに入っていく。Bは「公園に行くんじゃないの？」と言うが、Aは「行くよ。でもちょっとだけ。ピアスを買いたいんだ」と答える。Bは譲歩するが、5分後に改めて言う。「行こう！」Aは同意する。公園に着く前に、Aはまた立ち止まり、パン屋に入っていく。Bは「公園に行くんでしょ？」と叫ぶ。Aは「行くよ。でも明日のパンを買わないと」と言い返す。Bはまた譲歩する。その買い物が終わり、ふたりは公園に向かうが、今度はBが立ち止まり、Aに言う。「あなたは欲しいものを買ったんだから、私だって買い物をしていいよね？」Aは「私の買い物が終わったら公園に行くはずだったでしょ」と反論するが、結局は譲歩する。数時間が経ち、ふたりは両手に買い物袋を抱え、公園に行くには疲れ切っている。Aは「公園に行く予定だったけど、よかったら、……別の機会にしない？」と訊く。Bは同意し、「きょうは買い物の日、ということで」と言う。(p. 29)

ふたりは互いが当初の共同のコミットメントから外れる振る舞いをするたびに非難を試みるのだが、相手が意に介さないがゆえに譲歩し、相手の振る舞いを認めてしまっている。結果的に、共同のコミットメントの軌道修正はなされず、そして修正がなされないままの共同のコミットメントがふたりの最終的な共同行為の内容（一緒に買い物をした）を決定している。このように、非難をする権利を持つ側が譲歩をした結果として当初想定されているのとは違う内容になる共同行為を、Miki (2022) では「譲歩的共同行為 (concessive joint action)」と呼んでいる。

この例におけるAとBは、あくまで対等な関係と見なされており、それゆえいずれもが等しく譲歩をおこなっていると想定される。しかし、現実の社会を考えたときには、参加者間の関係次第で、誰かが一方的に譲歩を強いられるということがありうる。例えば上司と部下の共

同行為においては、当初の共同コミットメントに反する振る舞いが上司の側に見られたとしても、部下がそれを非難できなかつたり、非難したとしても上司が開き直ることができたりということが起こりうる。そうした場面において、共同行為は参加者の一部にとって有利に進展しうる。

コミュニケーションを共同コミットメントという観点から見ると、同様のことがコミュニケーションにも起こりうると言えよう。例えば「トランス女性」という言葉を「女性として生きる男性」と理解する文化が支配的であるというタリア・M・ベッチャーの指摘を思い出してほしい。ベッチャーによれば、この理解はメディアや法執行機関でもしばしば受け入れられている。

ここで私が同僚に「トランス女性には法的に女性としての身分を持つ権利がある」と述べたとする。私はそれによって同僚とのあいだに、〈女性はトランスジェンダーであるかシスジェンダーであるかを問わず、法的に女性としての身分を持ってなければならない〉と私が信じているものと一体となって信じる共同コミットメントを作りだそうとしているとしよう。しかし、その同僚は「トランス女性」を「女性として生きる男性」として理解していた。その場合、同僚は〈男性であっても法的に女性としての身分を獲得してよい〉といったことを私が信じていると一体となって信じるという共同コミットメントを私が作りだそうとしているものと考えよう。

これだけなら単なる誤解に過ぎないが、問題は同僚の解釈が私自身の解釈より優先され、そして前者のもとで私や同僚のその後の行動が規範的に評価される場合である。同僚が、「じゃあ、男も女性用シェルターに入れるべきだと言うのか！」などと言いだしたとしよう。そうした発言は、私からすれば端的に私の言っていることにそぐわないものであり自分たちの形成したはずの共同コミットメントに反するため、私は「そんなこと言っていません」と同僚に非難を向けるだろう。しかし、同僚はもしかしたら、シス男性が演じるトランス女性の映像作品に言及したり、トランスジェンダーコミュニティへの取材に基づかないメディアの記事を引用したりして、いかに「トランス女性」が「女性として生きる男性」を指すかを語り、また周囲の人間にも同様の情報を提示しながら自分の理解へのバックアップを求めるかもしれない。そして仮に周囲の人間がそろって同僚に同調したなら、私には同僚に対して有効な非難の手立てがなくなり、非難を諦めるしかないかもしれない。そのとき、私と同僚は、〈男性であっても法的に女性としての身分を獲得してよい〉と私が信じていると一体となって信じることへの共同コミットメントを形成していることになるだろう。たとえ私がそれを望んでいなかったとしても。

もちろん私は自分の発言自体を撤回して、同僚の許可のもとでそうした共同コミットメント自体を解消することができるかもしれない。しかしそのためには、もともとの「トランス女性には法的に女性としての身分を持つ権利がある」という発言自体を撤回せねばならず、私の

発言はなかったことになってしまう。他方でそうした撤回をしなかったならば、それ以降、例えば私が「男性が女性としての身分を得るべきだとは思えない」などと言えば、同僚らは「言っていることが以前と違うじゃないか」と責めたり、「トランス女性の権利を否定するんですか？」とからかったりすることが予想される。これは、私が共同的コミットメントに違反する言動をしたがゆえに生じる非難である。

李の述べていた解釈権の問題は、このように生じると考えることができる。ある言語の母語話者である、その社会のマジョリティである、上司である、大人である、権力者である、といった人々は、そうでない人々よりも相手を譲歩させるためのリソースを多く持つ傾向があるだろう。それによって、そうした力のある人々は共同的コミットメントを自分の想定通りに運営できるようになる。この現象がコミュニケーションにおいて生じた場合、話し手が何を意味しているのかがときに話し手自身の意志にさえ反して決定されることが起こりうる。こうした意味の占有が起きるとき、その影響は単にその場限りのものとはならず、それ以降の会話参加者たちの行動に広く生じることになる。

意味の占有という現象と、フリッカーの提唱する認識的不正義 (epistemic injustice) は実際のコミュニケーションの場面で手を取り合っている可能性がある。フリッカーは、話し手がその社会的アイデンティティへの聞き手の偏見ゆえに知識主体として信頼性を格下げされる現象を「証言的不正義 (testimonial injustice)」と呼び、これを認識的不正義の下位カテゴリーとして位置づけている (Fricker 2007, p. 28, 翻訳38頁)。例えば同じ証言をしたとしても男性より女性が、日本国籍者より在日外国人が信頼に足らないものとされる場合、証言的不正義が生じている。また他方でフリッカーは、「解釈的不正義 (hermeneutic injustice)」についても語っている。解釈的不正義は、ある事象を集団で解釈し、意味づける営みにおいて周縁化されている人々が、それゆえにその人々の重要な社会的経験を集団の理解のうちに位置づけられなくなっている場面で生じる (ibid., p. 158, 翻訳206頁)。

ある話し手に証言的不正義が生じるとき、その話し手は信頼性が格下げされる。ゆえに、その話し手は自身の発言の内容を十分に理解していなかったり、支離滅裂なことを言ったりする可能性がある、と見なされやすくなるだろう。また解釈的不正義が生じるとき、その話し手は限られた言葉や概念しか持たず、相手が正確に理解する見込みが低い語りかたを否応なしに選ばざるを得ないことがある。こうした認識的不正義がコミュニケーションの場面で起こったならば、そのひとの解釈よりもそれ以外の人々の解釈が優先される十分な理由が、後者の人々にとってはあることになる。それゆえ、意味の占有がより起こりやすくなる。他方で、意味の占有が起きたならば、そしてそれによってあるひとが (当人の想定していない共同的コミットメントに従わざるを得なくなったがゆえに) 共同的コミットメントに頻繁に反するようになり、しかもその行動傾向がそのひとの持つ社会的アイデンティティと結びつけられたなら、証言的不正義の誘因となるような偏見が強化されることになるだろう。また意味の占有が起きること

によって、本来は自分の経験を語るためのものだった言葉が、それを用いた発言の解釈権をほかの人々に占有され、そしてほかの人々の理解のほうが集団において共有されるようになっていくとしたら、これは解釈的不正義の新たな一例をもたらすことになるだろう。

意味の占有と認識的不正義は手を取り合い、コミュニケーションを相対的に社会的な力を持たない人々にとって不利なものとするのである。

4. おわりに

本稿では、共同性基盤意味論という枠組みを紹介したうえで、コミュニケーションにおける不正義として意味の占有という現象が生じる可能性を指摘し、それと認識的不正義との関係について若干の考察を加えた。重要なのは、共同性基盤意味論においてはコミュニケーションの本質は、それによって形成されるコミットメントとそのコミットメントによってもたらされる参加者たちの行動の方向付けにある、という点である。そしてまた、共同的コミットメントの維持・遂行が、逸脱時の参加者同士の非難と応答のやり取りによってなされているという点である。これらのことが受け入れられたならば、コミュニケーションは非難と応答のやり取りにおいてより有利な資源を持つ者にとって有利に運ぶ営みであるということが見て取れる。

注

- 1) 厳密に言うと、意図基盤意味論は個々の場面において話し手が何かを意味するということを意図概念によって分析するというだけでなく、記号や言語表現が場面によらずに持つ意味を個々の場面において話し手が何かを意味するということから分析し、究極的には前者も意図という概念で捉えることを目指している。とはいえ、本稿では記号や言語表現の意味については扱わない。
- 2) 詳しくは三木 (2019) を参照してほしい。
- 3) コミットメント概念の区別や利用法については、三木 (2023) を参照のこと。
- 4) ここで「かのような」は「実際にそう信じていてもよいし、そうでなくてもよく、いずれにせよそうした信念を持っているということと整合的な振る舞いをする」といった意味合いで用いられている。これによって共同性基盤意味論では、話し手がまったく信じておらず、また話し手が信じているとは聞き手もまったく思っていない事柄を意味するような発話をし、それでもなおそのコミュニケーションが成立し、以後の両者の行動に影響を与えるという事例が扱えるようになっている。
- 5) ギルバートは共同的コミットメントの形成のためには各参加者からの準備の表明が必要だと考えている (Gilbert 2004, p. 174)。
- 6) ただし、ギルバート自身はこのことに明示的ではなく、それどころかむしろ共同的コミットメントの内容やそこから導かれる各参加者の行動指針が、その形成前に決定されていると考えているように思える。詳しくは Miki (2022) を参照のこと。

文献

- (再録のあるもののページ番号は再録版に従う。また翻訳のない外国語文献の訳は三木によるものである)
- Bettcher, Talia Mae (2013) “Trans Women and the Meaning of “Woman””, in Nicholas Power, Raja Halwani & Alan Soble (eds.) *The Philosophy of Sex: Contemporary Readings (6th Ed.)*, Rowman & Littlefield Pub. Inc., Lanham: 233–249.
- Davis, Wayne A. (2003) *Meaning, Expression, and Thought*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Fricker, Miranda (2007) *Epistemic Injustice: Power and the Ethics of Knowing*, Oxford University Press, Oxford. (佐藤邦政編訳・飯塚理恵訳『認識的不正義—権力は知ることの倫理にどのようにかかわるのか—』勁草書房, 2023年)
- Gilbert, Margaret (2002) “Considerations on Joint Commitment: Responses to Various Comments”, in Georg Meggle (ed.) *Social Facts and Collective Intentionality*, Hamsel-hohenhausen, Frankfurt: 73–102. Reprinted in Gilbert (2014): 37–57.
- (2004) “Collective Epistemology”, *Episteme*, 1: 95–107. Reprinted in Gilbert (2014): 163–180.
- (2014) *Joint Commitment: How We Make the Social World*, Oxford University Press, Oxford.
- Green, Mitchell S. (2007) *Self-Expression*, Oxford University Press, Oxford.
- Grice, Paul (1957) “Meaning”, *The Philosophical Review*, 66: 377–388. Reprinted in Grice (1989): 213–223.
- (1969) “Utterer’s Meaning and Intentions”, *The Philosophical Review*, 78: 147–177. Reprinted in Grice (1989): 86–116.
- (1989) *Studies in the Way of Words*, Harvard University Press, Cambridge. (清塚邦彦訳『論理と会話』(抄訳) 勁草書房, 1998年)
- Harman, Gilbert (1974) “Meaning by Stephen R. Schiffer”, *The Journal of Philosophy*, 71 (7): 224–229.
- Miki, Nayuta (2022) “Concessive Joint Action: A New Concept in Theories of Joint Action”, *Journal of Social Ontology*, 8 (1): 24–40.
- Schiffer, Stephen R. (1972/1988) *Meaning (Paperback Ed.)*, Oxford University Press, Oxford.
- Strawson, Peter F. (1964) “Intention and Convention in Speech Acts”, *The Philosophical Review*, 73: 439–460. Reprinted in Strawson (1971/2004): 115–130.
- (1971/2004) *Logico-Linguistic Papers (2nd Ed.)*, Ashgate, Hampshire.
- 小松原織香 (2022) 『当事者は嘘をつく』 筑摩書房
- 李琴峰 (2022) 『透明な膜を隔てながら』 早川書房
- 三木那由他 (2019) 『話し手の意味の心理性と公共性』 勁草書房
- (2022) 『言葉の展望台』 講談社
- (2023) 「コミットメントの意義と種別—コミットメント概念の活用のために—」, *KLS Selected Papers*, 5.